

児童手当制度のご案内

◆ 目的

子育てについての責任をお持ちである保護者の方へ手当を支給することにより、家庭等の生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな成長を助けることを目的としています。受給者は、この目的の趣旨に従って児童手当を用いなければならないことが法で定められています。

◆ 対象児童 15歳に達する日以後 最初の3月31日までの児童

◆ 児童手当の支給額

区分	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
	第3子以降(※1) 15,000円
中学生	10,000円
所得制限超過世帯の児童(※2)	5,000円

※1 第3子以降とは、高校卒業(18歳に達する日以後、最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

※2 所得制限超過世帯の児童とは、父母等のうち所得が高い方の所得が右上の所得制限(上限)表のうち、①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の世帯の児童をいいます。

◆ 児童手当の開始月と支給月

・手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。

・特例として、誕生日や転入日(※1)の翌日から15日以内に申請を行った場合は、当該誕生日や転入日の翌月分から支給が開始されます。

定期支払予定日(※2) 個別に振込みの通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。

支払(振込)日	支払月
6月10日	2月分～5月分
10月10日	6月分～9月分
2月10日	10月分～1月分

※1 転入日とは、前住所地で転出手続をした際の「転出予定日」をいいます。

※2 支払日が休日等にあたる場合は、その直前の休日等でない日にお支払いいたします。

◆ 所得制限(上限)

児童手当には所得制限及び所得上限があります。所得には一定の控除があり、扶養人数等に応じて限度額が設定されています。父母等のうち所得が高い方の所得で判定します。(支給開始月が1～5月の場合は前々年の所得、6～12月の場合は前年の所得)

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額(令和4年6月分から適用)	
	所得額(万円)	<参考>給与収入額(万円)	所得額(万円)	<参考>給与収入額(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

◆ 現況届(児童手当の受給資格を確認するための更新手続)

・令和4年度より現況届の提出が原則不要となりました。

・引き続き現況届の提出が必要な方(児童と別居している方や離婚協議中の方など)には、6月上旬に現況届とご案内を送付いたしますので、必ずご提出ください。

・所得審査の結果、受給者変更をお願いする場合があります。

◆ 再申請について

所得上限超過により、新規申請が却下になった場合や現況審査で資格が消滅した場合等で、所得更正や新年度の課税で所得上限未満となった場合は、再度、児童手当の申請が必要です。住民税の課税(更正)通知書を受け取った日の翌日から15日以内にご申請ください。期限内の申請で、当該所得により算定する最初の月に遡って支給できますが、期限を過ぎますと申請した月の翌月分から支給となります。

◆ 申請内容に変更が生じたとき

子育て支援課の窓口又は郵送で、変更・消滅・増額の届出が必要です。 <届出書様式>

- ・変更手続: 家族構成の変更・住所や名前の変更・振込口座の変更など
- ・消滅手続: 児童の養育をやめた・墨田区から転出する・公務員になったなど
- ・増額手続: 第2子以降の児童を出生したなど



◇申請・問い合わせ先◇

墨田区 子育て支援課 児童手当・医療助成係 (区役所4階)
墨田区吾妻橋1-23-20 ☎(03)5608-6160(直通)